

第一編

投信・投資一任業者

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて取締役会等や監査役会等に求められている役割を記載しているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を記載し、取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、会社全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより、投信・投資一任業者が証券市場のアクセスの担い手としての社会的責任が発揮されることを促すとともに、その遵守態勢の整備状況・機能発揮状況を確認検査するために作成した。

また、本チェックリストは、投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「投信・投資一任業者」ということとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投信・投資一任業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資一任業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投信・投資一任業者の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投信・投資一任業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投信・投資一任業者においてなされていない場合であっても、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投信・投資一任業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投信・投資一任業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投信・投資一任業者についてミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投信・投資一任業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない投信・投資一任業者にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。
- ⑥ 「管理者」とは各業務を担当する管理職（取締役を含む。）をいう。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 取締役会等による法令等遵守体制の整備状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	<p>業務執行に当たる取締役会等の責任・義務</p> <p>① 取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、投信・投資一任業者の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>② 取締役は、業務執行に当たり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき忠実義務・善管注意義務を十分果たしているか。</p> <p>③ 取締役会は、投信・投資一任業者が証券市場へのアクセスの担い手として重大な社会的責任があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>④ 取締役会は、単に業務推進に係ることのみではなく、業務運営に際して、コンプライアンスに関する重要な事項について議論しているか。</p>	<p>(注)「法令等」とは、法令諸規則のほか、投資信託約款・投資一任契約書等・社内規程を含むものである。 法令等とあわせ「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。</p> <p>(注)「投資一任契約書等」とは顧客と投資顧問業者との間で締結された投資一任契約、三者間協定及び覚書をいう。以下同じ。</p>
	2. 取締役会議事録等の整備 (商法第260条ノ4)	<p>(1) 取締役会議事録等の作成及び備置 取締役会は、</p> <p>① 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>② 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。</p> <p>③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。</p> <p>④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。</p> <p>(2) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、法令等遵守の実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。</p>	
	3. 監査役会等による経営監視機能	<p>監査役会等による経営監視機能</p> <p>① 監査役は、コンプライアンスに関する取締役会に最低限一人は必ず出席しているか。商法特例法が適用される投信・投資一任業者にあつては同法第18条第2項で規定する常勤監査役の出席が望ましい。</p> <p>② 監査役会等については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。</p> <p>③ 監査役会等は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。</p> <p>④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑤ 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>⑥ 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。</p>	
	4. 法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	<p>基本となる方針等の存在チェック</p> <p>① 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。</p> <p>② 役職員に基本となる方針の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記【参考】に掲げる書類等を役職員に対して周知徹底しているか。</p> <p>③ 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>④ 基本となる方針は、単に倫理規程にとどまらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>【参考】 「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」 「投資信託協会 業務規程」 「投資信託協会 受益証券等の直接募集・解約等に関する基準」 「投資信託協会 受益証券の基準価額の算定について」 「投資信託協会 証券投資信託の収益分配等に当たっての計理処理について」 「投資信託協会 部会申し合せ・運用に関する事項」 「日本証券投資顧問業協会 広告、勧誘等に関する自主規制基準」 「日本証券投資顧問業協会 内部者取引の未然防止についてのガイドライン」 「日本証券投資顧問業協会 業務運営に当たり留意すべき基準について」 「日本証券投資顧問業協会 業務執行体制に関する自主規制基準」</p>	
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	<p>「取締役としての具体的行動」のチェック</p> <p>① 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的な施策が講じられているか。</p> <p>イ. 代表取締役は、年頭所感等、様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取組み姿勢を示しているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ロ. 取締役は、コンプライアンス部門を運用部門及び営業部門と同等に位置付け適切な人材と規模の確保に資するとともに、関心を持って管理し、業績評価、人事考課等において適切な評価を与えているか。</p> <p>ハ. 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、法令等に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p> <p>ニ. 法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価及びフォローアップを行っているか。</p>	
<p>II. 法令等遵守すべき事項の社内規程に係る整備状況</p>	<p>「コンプライアンス・マニュアル」のチェック</p>	<p>「コンプライアンス・マニュアル」のチェック</p> <p>① コンプライアンスを実践していくための具体的な手引書（遵守すべき法令等及びその解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したものの。以下「コンプライアンス・マニュアル」と称する。）が取締役会によって決定又は承認されているか。</p> <p>② 「コンプライアンス・マニュアル」は、V. に掲げる内容のうち各社の業務を踏まえた法規制等に準拠するものとなっているか。また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前述の「投資信託協会・日本証券投資顧問業協会」が定める定款・諸規則等を反映させた証券市場へのアクセスの担い手としての投信・投資一任業者の社会的責任を踏まえつつ、企業風土、経営組織体制及び業務実態等を勘案した適切かつ具体的な内容となっているか。</p> <p>③ 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及びその内容は、役職員に周知徹底されているか。</p> <p>④ 「コンプライアンス・マニュアル」については、適時、適切にその内容の見直しを行っているか。</p> <p>⑤ 基本となる方針の作成、変更の際には、法務担当部門や必要に応じて弁護士等のリーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始や新たな商品の販売に際してもリーガル・チェックを同様に実施しているか。</p>	
<p>III. 遵守態勢が機能しているか否かの社内チェック体制の整備状況</p>	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p>	<p>「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p> <p>① コンプライアンスを実践していくための具体的な実践計画（社内規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画など。以下「コンプライアンス・プログラム」と称する。）が取締役会によって決定又は承認されているか。</p> <p>② 「コンプライアンス・プログラム」が策定され、適時、合理的に見直しが行われているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>③ 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>④ 「コンプライアンス・プログラム」の担当部署の責任が明確となっているか。また、代表取締役又は取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価しているか。</p> <p>⑤ 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、各業務部門の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況及び効果を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。</p>	
	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	<p>「コンプライアンス環境」のチェック</p> <p>① コンプライアンスに係る問題を一元管理する体制等を構築し、社内規程等を整備しているか。</p> <p>イ. コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p> <p>ロ. 各運用部門及び営業部門ごとに、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>ハ. 投資信託協会や日本証券投資顧問業協会の規則等において社内規程の制定が必要とされているものが整備されているか。</p> <p>ニ. グループ企業内の既存の共通ルールがある場合等において、そのような社外のルールを導入する際に、投信法や顧問業法に照らして、当該ルールが妥当かあるいは十分かどうか等について検討を行っているか。</p> <p>ホ. 不祥事等の発生に際し、正確かつ機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>② コンプライアンス関連の情報を的確に収集、管理しているか。</p> <p>イ. 統括部門と各運用部門及び営業部門との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>ロ. 統括部門と各運用部門及び営業部門との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者は直ちに統括部門に報告する体制にしているか。</p> <p>ハ. 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を掌握しているか。</p> <p>③ コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>イ. 代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。</p> <p>ロ. 各業務において遵守すべき法令等の徹底などコンプライアンスに関する研修が行われているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ハ. 各業務部門ごと、最低限必要とされる法令等の研修が行われているか。</p> <p>④ 法令等に定める情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>⑤ 広告・宣伝等について、投信業者は広告責任者を定めるなど、顧客に的確な情報提供等を行う体制を整備しているか。</p> <p>⑥ 不祥事等や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>イ. 苦情等の顧客の申出事項の記載簿を整備しているか。</p> <p>ロ. コンプライアンスを統括する部門は、適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p> <p>ハ. 不祥事等の事実確認、発生原因及び関係者の責任追及、監督責任の明確化等を図る体制が確立されているか。また、不祥事等の調査解明は、不祥事等が発生した部門とは別の独立した部門で行われているか。</p> <p>さらに、取締役は不祥事等の再発防止策の策定に当たって積極的に関与し、具体的な再発防止策を策定し、その実効性の確保に努めているか。また、監査役は取締役の当該業務の適正な遂行を監視しているか。</p> <p>なお、刑罰法令に抵触している事実については速やかに警察等関係機関への通報を行っているか。</p> <p>ニ. 事務処理ミス等による約定訂正処理は適切に行われ、その内容は後日確認できるような体制が整備されているか。</p> <p>⑦ やむを得ない理由により特定の職員を長期間にわたり同一部門の同一業務に従事させている場合には、事故防止のために適切な方策を講じているか。</p> <p>⑧ 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、一定期間、職員（管理者を含む。）が職場を離れるなど、事故防止等の方策をとっているか。</p> <p>なお、職場を離れる方策をとり得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
IV. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	<p>「法令遵守状況の点検体制」のチェック</p> <p>① 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。</p> <p>イ. 取締役</p> <p>(a) 取締役会の招集（商法第259条）</p> <p>(b) 監査役への報告（商法第274条ノ2）</p> <p>ロ. 監査役</p> <p>(a) 取締役の違法行為の差止（商法第275条ノ2）</p> <p>(b) 取締役会の招集（商法第260条ノ3第3項、同条第4項）</p> <p>(c) 取締役会への報告（商法第260条ノ3第2項）</p> <p>(d) 株主総会に対する意見報告（商法第275条）</p> <p>(e) 監査報告書への記載（商法第281条ノ3第2項第10号）</p> <p>② 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>③ 取締役等は投信法・顧問業法に規定する欠格事由に該当していないか。</p> <p>④ 適切な人材が監査役として選任されているか。</p> <p>⑤ 監査役による法令等の遵守状況についての監査が実施されているか。</p> <p>⑥ 法令等に係る違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。特に重大な事項が発生した場合には、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告されているか。</p> <p>⑦ 懲罰規程が整備されているか。また、法令等違反者に対する処分は、厳正かつ公正に行われているか。</p> <p>なお、違反者及び違反行為を隠蔽した者に対しては、特に厳格に対処しているか。</p> <p>⑧ 管理者に適材を確保し、管理者の責務である役職員に対する法令等遵守の意識の徹底と内部管理体制の整備について、十分その機能を発揮し得る体制、方策が講じられているか。</p>	<p>(注)「欠格事由」とは、投信法第9条第2項6号及び顧問業法第7条第1項に定めるものをいう。</p>
V. 投信・投資一任業者とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	<p>(1) 共通</p> <p>① 投資信託及び投資法人に関する法律</p> <p>② 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律</p> <p>③ 証券取引法</p> <p>④ 外国証券業者に関する法律</p> <p>⑤ 金融商品の販売等に関する法律</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 消費者契約法 ⑦ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑧ 金融先物取引法 ⑨ 資産の流動化に関する法律 ⑩ 銀行法 ⑪ 保険業法 ⑫ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑬ 貸金業の規制等に関する法律 ⑭ 抵当証券法 ⑮ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑯ 不動産特定共同事業法 ⑰ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑱ 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律 ⑲ 信託法 ⑳ 信託業法 ㉑ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 ㉒ 担保附社債信託法 ㉓ 確定拠出年金法 ㉔ 厚生年金保険法 ㉕ 確定給付企業年金法 ㉖ 各種共済組合法 (2) 政令・府令・告示 (3) 投資信託協会及び日本証券投資顧問業協会の定める諸規則 	
	2. 法規制の概要（株式会社）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律 	
	3. 法規制の概要（信用秩序及び市場秩序）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) その他消費者保護に関する法制 <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者保護基本法 ② 利息制限法 ③ 割賦販売法 ④ 特定商取引に関する法律 ⑤ 無限連鎖講の防止に関する法律 	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	4. 法規制の概要（その他商取引）	(1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪（商法第486条第1項）・背任罪（刑法第247条）・業務上横領罪（刑法第253条） (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	
	5. 「財務の健全性」に関する法規制	(1) 最低資本の額（投信法第9条、投信法施行令第10条、顧問業法第27条及び顧問業法施行規則第27条の2） (2) 資産の健全性（投信法第42条第1項第1号本文）	
	6. 「会社経営」に関する主な法規制	(1) 増資ルールの違反（商法第280条ノ2以下） (2) 粉飾決算・違法配当（商法第290条、第486条及び第489条） (3) 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与—商法第294条ノ2及び第497条） (4) 虚偽のディスクロージャー（商法第498条及び証取法第197条） (5) マネーロンダリング（疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第54条（投信業者のみ適用）、犯罪収益等隠匿及び收受—第10条及び第11条）	
	7-1 投信法の規制（「業務」関連）	(1) 業務の方法等の変更に係る認可（投信法第10条の2） (2) 資本の額の増加や商号の変更等の届出（投信法第10条の3） (3) 標識の掲示（投信法第11条及び投信法施行規則第20条） (4) 名義貸しの禁止（投信法第12条） (5) 取締役の兼職制限（投信法第13条及び投信法施行規則第22条） (6) 投資信託約款の内容の届出（投信法第26条） (7) 投資信託約款の変更内容等の届出（投信法第29条） (8) 投資信託契約の解約の届出（投信法第31条） (9) 投資信託委託業者が兼業できる業務の範囲（投信法第34条の10） (10) 投資信託委託業者の兼業の制限（投信法第34条の11）	
	7-2 投信法の規制（「顧客保護」関連）	(1) 受益証券等の預託の受入れの禁止（投信法第13条の2） (2) 受益者に対する忠実義務及び善管注意義務（投信法第14条） (3) 特定資産の価格等の調査（投信法第16条の2及び第34条の4） (4) 委託者指図型投資信託約款の記載事項（投信法第25条） (5) 投資信託約款の交付（投信法第26条） (6) 利益相反がある場合の受益者への書面の交付（投信法第28条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(7) 投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等（投信法第30条） (8) 投資信託契約の解約を記載した書面の交付等（投信法第32条） (9) 運用報告書の作成及び交付（投信法第33条） (10) 投資信託委託業に係る投信業者の責任（投信法第33条の2） (11) 投資法人に対する忠実義務及び善管注意義務（投信法第34条の2） (12) 契約を締結している投資法人等に対する書面の交付（投信法第34条の6） (13) 広告等の規制及び契約締結前・契約締結時の書面の交付（投信法第34条の7による顧問業法第13条、第14条及び第15条の準用） (14) 投資法人資産運用業に係る投資信託委託業者の責任（投信法第34条の8）	
	7-3 投信法の規制（「監督」関連）	(1) 立入検査等（投信法第39条） (2) 業務改善命令（投信法第40条） (3) 監督上の処分（投信法第41条～第45条）	
	7-4 投信法の規制（「経理」関連）	(1) 資本の額の維持義務等（投信法第9条及び第41条） (2) 営業年度（投信法第35条） (3) 投資信託財産等に関する帳簿書類（投信法第36条） (4) 営業報告書の提出（投信法第37条）	
	7-5 投信法の規制（「運用」関連）	(1) 特定資産の限定（投信法第2条） (2) 投資信託委託業に係る行為準則（投信法第15条） (3) 同一法人の発行する株式の取得割合（50%制限）（投信法第16条） (4) 全ての投資信託財産の全ての指図権限の丸投げ禁止（投信法第17条） (5) 議決権等の指図行使（投信法第22条） (6) 投資法人に対する義務（投信法第34条の2） (7) 投資法人資産運用業に係る行為準則（投信法第34条の3） (8) 投資法人から委託された権限の再委託等（投信法第34条の5） (9) 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務を営む場合の行為準則（投信法第34条の12～第34条の15） (10) 自己勘定による自社投信の買い付けの禁止（当初設定時、商品性維持及び余資運用の場合等を除く。）（投資信託協会 業務規程第13条）	
	7-6 不動産運用に関する主な法規制	(1) 業務処理の原則（宅地建物取引業法第31条） (2) 重要事項の説明等（宅地建物取引業法第35条）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(3) 業務に関する禁止事項（宅地建物取引業法第47条） (4) 不動産鑑定士等の責務（不動産の鑑定評価に関する法律第37条） (5) その他の不動産運用に関する主な法律 ① 国土利用計画法 ② 都市計画法 ③ 建築基準法 ④ 不動産登記法 ⑤ 建物の区分所有に関する法律 ⑥ 土地区画整理法	
	7-7 投資信託委託業における禁止行為 （投信法第15条及び投信法施行規則第27条 関係）	(1) 自己（その取締役を含む。）と投資信託財産の間の取引禁止（第1項第1号） (2) 投資信託財産（現物、先物）相互間の取引禁止（第1項第2号） (3) 投資信託財産と投資法人間の取引禁止（第1項第3号） (4) 第三者の利益目的の正当な根拠を有しない取引の禁止（第1項第4号） (5) 通常取引の条件と異なる条件での取引禁止（第1項第5号） (6) 受益者以外の者と投資信託財産間の利益相反（第1項第6号） (7) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取引の禁止（第1項第6号） (8) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止（第1項第6号） (9) 取引指図後における投資信託財産の特定禁止（第1項第6号） (10) 評価損が純資産総額の50%を超える場合の先物取引禁止（第1項第6号） (11) 監査役等、役職者又は使用人と投資信託財産間の取引禁止（第1項第6号） (12) 利害関係人等の顧客等と投資信託財産間の利益相反（第2項第1号） (13) 利害関係人等と投資信託財産間の利益相反（第2項第2号） (14) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止（第2項第3号） (15) 実勢を反映しない作為的相場形成禁止（利害関係人等が引受主幹事）（第2項第4号） (16) 利害関係人等である証券会社との取引（募残取得）禁止（第2項第4号）	
	7-8 投資法人資産運用業に関する禁止行為 （投信法第34条の3及び投信法施行規則第 52条及び第53条関係）	(1) 契約の締結又は解約に関し、偽計等の禁止（第1項第1号） (2) 契約の締結に際し、損失補填の約束の禁止（第1項第2号） (3) 契約の締結に際し、利益供与の約束の禁止（第1項第3号） (4) 損失補填、利益供与の禁止（第1項第4号）	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> (5) 投資法人相互間の取引禁止（第1項第5号） (6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止（第1項第6号） (7) 通常取引と異なる条件での取引禁止（第1項第7号） (8) 書面の交付を行わない契約の重要な部分の変更禁止（第1項第8号） (9) 投資法人以外の者と投資法人間の利益相反（第1項第8号） (10) 他人からの不当な制限、拘束を受けた取引の禁止（第1項第8号） (11) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止（第1項第8号） (12) 証券取引行為を行う場合の双方代理の禁止（第1項第8号） (13) 利害関係人等の顧客等と投資法人間の利益相反（第2項第1号） (14) 利害関係人等と投資信託財産間の利益相反（第2項第2号） (15) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止（第2項第3号） (16) 実勢を反映しない作為的相場形成禁止（利害関係人等が引受主幹事）（第2項第4号） (17) 利害関係人等である証券会社との取引（募残取得）禁止（第2項第5号） (18) 利害関係人等の不動産特定共同事業者の要請による投資法人資産による不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分の取得（募残取得）禁止（第2項第5号） (19) 利害関係人等の匿名組合営業者の要請による投資法人資産による匿名組合契約に係る匿名組合出資持分の取得（募残取得）禁止（第2項第5号） (20) 利害関係人等の信託会社等の要請による投資法人の資産による信託契約に係る受益権の取得（募残取得）禁止（第2項第5号） 	
	<p>7-9 投資信託委託業者に係る法定帳簿 （投信法第36条第1項及び投信法施行規則第69条）</p>	<p>(1) 投資信託財産に関する帳簿書類（保存年限：10年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 信託勘定元帳 ② 分配収益明細簿 ③ 投資信託財産明細簿 ④ 不動産の収益状況明細表 ⑤ 繰延資産の償却状況表 ⑥ 受益証券台帳 ⑦ 受益証券基準価額帳 ⑧ 投資信託財産運用指図書 ⑨ 一部解約価額帳（投資信託約款において、基準価額以外の価額をもって一部解約に応じることとしている投資信託の場合に限る。） ⑩ 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託契約書 	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ① 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託先との連絡票 ② 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類 (2) 投資法人の資産に関する帳簿書類（保存年限：10年） <ul style="list-style-type: none"> ① 運用明細書 ② 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託契約書 ③ 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託先との連絡票 ④ 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類 (3) 投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類（保存年限：10年、⑧及び⑨は5年） <ul style="list-style-type: none"> ① 総勘定元帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における総勘定元帳） ② 現金出納帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における現金出納帳） ③ 未収委託者報酬明細簿 ④ 未払収益分配金明細簿 ⑤ 未払償還金明細簿 ⑥ 未払手数料明細簿 ⑦ 一部解約報告書 ⑧ 発注伝票 ⑨ 毎年3月末現在の利害関係人等の状況表 	
	<p>8-1 投資一任契約に関する規制 （「業務」関連）</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 変更の届出（顧問業法第8条） (2) 廃業等の届出等（顧問業法第9条） (3) 標識の掲示（顧問業法第11条） (4) 名義貸しの禁止（顧問業法第12条） (5) 認可の条件（顧問業法第25条） (6) 禁止行為（顧問業法第30条の3） (7) 業務の範囲等（顧問業法第23条） (8) 投資信託委託業等を営む場合の禁止行為（顧問業法第31条の2及び第31条の3） (9) 業務の内容及び方法の変更の認可（顧問業法第28条） (10) 投資一任契約に係る業務の廃止等の届出（顧問業法第29条） (11) 取締役の兼職の制限（顧問業法第30条） (12) 顧客から一任された投資判断等の再委任（顧問業法第30条の4） (13) 兼業の制限等（顧問業法第31条） 	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	8-2 投資一任契約に関する規制 (「顧客保護」関連)	(1) 広告等の規制 (顧問業法第33条により準用する第13条) (2) 契約締結前の書面の交付 (顧問業法第33条により準用する第14条) (3) 契約締結時の書面の交付 (顧問業法第33条により準用する第15条) (4) 契約を締結している顧客に対する書面の交付 (顧問業法第33条により準用する第16条) (5) 証券取引行為の禁止 (顧問業法第33条により準用する第18条) (6) 金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止 (顧問業法第33条により準用する第19条) (7) 金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止 (顧問業法第33条により準用する第20条) (8) 忠実義務 (顧問業法第30条の2) (9) 報告書の交付 (顧問業法第32条)	
	8-3 投資一任契約に関する規制 (「監督」関連)	(1) 立入検査等 (顧問業法第36条) (2) 業務改善命令 (顧問業法第37条) (3) 登録・認可の取消し等 (顧問業法第38条及び第39条) (4) 登録等の抹消 (顧問業法第40条) (5) 監督処分公告 (顧問業法第41条)	
	8-4 投資一任契約に関する法規制 (「経理」関連)	(1) 営業保証金の供託 (顧問業法第10条) (2) 業務に関する帳簿書類 (顧問業法第34条) (3) 営業報告書の提出及び縦覧 (顧問業法第35条)	
	8-5 投資一任契約に関する禁止行為 (顧問業法第30条の3及び施行規則第29条の2及び第29条の3)	(1) 契約の締結又は解約に関し、偽計等の禁止 (第1項第1号) (2) 顧客の勧誘に際し、損失補填の約束の禁止 (第1項第2号) (3) 顧客の勧誘に際し、利益供与の約束の禁止 (第1項第3号) (4) 損失補填、利益供与の禁止 (第1項第4号) (5) 顧客相互間の一定の取引の禁止 (第1項第5号) (6) 第三者利益目的の正当な根拠を有しない取引禁止 (第1項第6号) (7) 通常取引と異なる条件での取引の禁止 (第1項第7号) (8) 書面の交付を行わない契約の重要な部分の変更禁止 (第1項第8号) (9) 顧客以外の者と顧客間の利益相反 (第1項第8号) (10) 不当な売買高の増加目的、又は作為的値付目的の取引禁止 (第1項第8号) (11) 証券取引行為を行う場合の双方代理の禁止 (第1項第8号) (12) 利害関係人等の投信業者等と顧客間の利益相反 (第2項第1号)	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(13) 利害関係人等の利益を図る不必要な取引禁止（第2項第2号） (14) 実勢を反映しない作為的相場形成禁止（利害関係人等が引受主幹事）（第2項第3号） (15) 利害関係人等である証券会社等との取引（募残取得）禁止（第2項第5号）	
	8-6 投資顧問業者に係る帳簿書類 （顧問業法第34条及び施行規則第32条）	投資顧問業者に関する帳簿書類（保存年限：契約終了後5年） ① 投資一任契約を締結している顧客から一任されて行った投資（再委任を含む。）に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別並びに取引の方法及び年月日並びに証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記録した書面 ② 投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書の写し ③ 契約締結前及び契約締結時に顧客に交付した書面及び契約を締結している顧客に対する書面の写し	

ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

検査官は、本チェックリスト及び「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」により、ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. ディスクロージャーに対する取締役の認識及び取締役会の役割	1. 取締役のディスクロージャーに対する理解及び認識	<p>(1) 取締役は、ディスクロージャー資料が顧客の投資判断を決定する礎であることを理解したうえで、当該資料の重要性を認識しているか。</p> <p>(2) 取締役はディスクロージャーに係る下記の法令上の規制を理解しているか。</p> <p>【証取法上の規制】</p> <p>① 有価証券届出書（訂正届出書を含む。）、特定募集等に関する通知書の作成・提出（証取法第4条～第7条）</p> <p>② 目論見書（届出目論見書、届出仮目論見書、要約仮目論見書）の作成・交付（証取法第13条及び第15条）</p> <p>③ 有価証券報告書（半期報告書、臨時報告書を含む。）の提出（証取法第24条）</p> <p>④ 有価証券届出書及び有価証券報告書の縦覧（証取法第25条）</p> <p>【投信法上の規制】</p> <p>① 投資信託約款の内容を記載した書面の交付（投信法第26条）</p> <p>② 利益相反がある場合の受益者への書面の交付（投信法第28条）</p> <p>③ 投資信託約款の変更内容等を記載した書面の交付等（投信法第30条）</p> <p>④ 投資信託契約の解約を記載した書面の交付等（投信法第32条）</p> <p>⑤ 運用報告書の作成及び交付（投信法第33条）</p> <p>⑥ 書面の交付を行わない契約の重要な部分の変更禁止（投信法第34条の3第1項第8号及び投信法施行規則第52条）</p> <p>⑦ 契約を締結している投資法人等に対する書面の交付（投信法第34条の6）</p> <p>⑧ 広告等の規制及び契約締結前・契約締結時の書面の交付（投信法第34条の7による顧問業法第13条、第14条及び第15条の準用）</p> <p>⑨ 営業報告書の提出（投信法第37条）</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考																																											
		<p>【証取法・投信法上のディスクロージャー】</p> <table border="1" data-bbox="1160 380 2175 926"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>開示書類</th> <th>公募投信</th> <th>一般私募</th> <th>プロ私募</th> <th>根拠法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発行開示</td> <td>有価証券届出書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>有価証券通知書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>目論見書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>投資信託約款の内容の交付</td> <td>必 要</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>投信法</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">継続開示</td> <td>有価証券報告書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>半期報告書</td> <td>必 要</td> <td>不 要</td> <td>不 要</td> <td>証取法</td> </tr> <tr> <td>運用報告書</td> <td>必 要</td> <td>必 要</td> <td>必要(注)</td> <td>投信法</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有価証券通知書は発行額が1億円以上の場合</p> <p>【顧問業法上の規制】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登録申請書並びに登録申請事項に係る変更届出書の提出及び縦覧（顧問業法第5条及び第8条） ② 広告等の規制（顧問業法第33条により準用する第13条） ③ 契約締結前の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第14条） ④ 契約締結時の書面の交付（顧問業法第33条により準用する第15条） ⑤ 契約締結時の書面に準ずる書面の交付（顧問業法第30条の3） ⑥ 契約を締結している顧客に対する書面の交付（顧問業法第33条により準用する第16条） ⑦ 営業報告書の提出（顧問業法第35条） ⑧ 報告書の交付（顧問業法第32条） <p>【金融商品販売法上の規則】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 金融商品販売業者等の説明義務（金販法第3条） ② 勧誘方針の策定等（金販法第8条） <p>【諸規則】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「投資信託協会 広告・宣伝及び景品類の提供に関する基準」 ② 「投資信託協会 目論見書の作成に当たりのガイドライン」 ③ 「日本証券投資顧問業協会 広告、勧誘等に関する自主規制基準」 ④ 「日本証券投資顧問業協会 自己設定投信を顧客資産に組み入れる場合の開示項目等（業務運営にあたり留意すべき基準について）」 	区分	開示書類	公募投信	一般私募	プロ私募	根拠法	発行開示	有価証券届出書	必 要	不 要	不 要	証取法	有価証券通知書	必 要	不 要	不 要	証取法	目論見書	必 要	不 要	不 要	証取法	投資信託約款の内容の交付	必 要	必 要	不 要	投信法	継続開示	有価証券報告書	必 要	不 要	不 要	証取法	半期報告書	必 要	不 要	不 要	証取法	運用報告書	必 要	必 要	必要(注)	投信法	<p>(注) プロ私募であって、投資信託約款に交付しない旨を定めた場合には交付不要（投信法第33条第1項）</p>
区分	開示書類	公募投信	一般私募	プロ私募	根拠法																																									
発行開示	有価証券届出書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	有価証券通知書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	目論見書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	投資信託約款の内容の交付	必 要	必 要	不 要	投信法																																									
継続開示	有価証券報告書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	半期報告書	必 要	不 要	不 要	証取法																																									
	運用報告書	必 要	必 要	必要(注)	投信法																																									

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	2. ディスクロージャーのための組織体制等の整備	<p>⑤ 「日本証券業協会 広告及び景品類の提供に関する規則（公正慣習規則第7号）」</p> <p>(1) 投資信託のディスクロージャーについては、</p> <p>① 取締役会は、ディスクロージャーの正確性を担保するため、担当部門及び管理者を定める等の組織体制を整備しているか。</p> <p>② 顧客に、わかりやすく誤解を与えないようなディスクロージャーをタイムリーに提供するように努めているか。</p> <p>③ 取締役会は、担当部門がディスクロージャー資料を作成するに当たり関係各部の協力を得やすい体制を整えているか。</p> <p>(2) 運用に係る重要事項の社内規程、運用パフォーマンスに係る検証規程、運用資産の評価に係る社内規程及び運用プロセスに即した運用体制整備のための社内規程等を整備しているか。</p> <p>(3) 投資一任業者にあつては採用しているベンチマークの顧客への説明に係る社内規程を整備しているか。</p>	
II. 適切なディスクロージャー	1. 記載内容のチェック	ディスクロージャー担当部門のみでなく、コンプライアンス部門もディスクロージャー資料が法令等に則って作成されていることを検証しているか。必要に応じて、法律事務所等を活用しているか。	
	2. 投信業者における基準価額の計算	<p>(1) 基準価額の計算において適切なシステムサポートが行われているか。</p> <p>(2) システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。</p> <p>(3) 基準価額の計算を日々正確に行っているか。また、その正確性を検証しているか。</p> <p>(4) 基準価額の計算のための入力データを入力結果と照合しているか。</p> <p>(5) 入力誤り等の事務処理ミスによる基準価額の訂正に係る事務マニュアルを整備すること等により、正確な訂正を行っているか。また、顧客に影響が及んだ場合には、適切な対応を行っているか。</p> <p>(6) 基準価額に著しい変動がある場合にはその原因を把握するとともに、法令等に違反する事実が発見された場合には、取締役会、コンプライアンス部門及び内部監査部門へ報告しているか。</p>	
	3. 運用評価	(1) 運用結果を評価するに当たり、収益率のみでなく投資信託約款又は投資一任契約書等に従った投資行動が行われたかを確認しているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) ベンチマークを設けている場合、収益率の要因をベンチマークとの比較で的確に分析しているか。 (3) 運用評価に当たっては準拠することとしている評価基準や運用パフォーマンス基準に準拠したものとなっているか。	
	4. 届出・報告	(1) 投資信託約款、営業報告書又は有価証券届出書等について法令等を遵守し当局へ提出しているか。また、管理者は届出事項等の提出に際しては、その内容のチェックや提出状況の管理を適切に行っているか。 (2) また、投資信託約款を変更する場合にもあらかじめ、当局に届出を行っているか。	
	5. 顧客に対する交付	(1) 直接募集を行う投信業者は以下の事項をチェックしているか。 ① 投資信託約款に重大な変更等がある場合には顧客に書面を交付し、顧客に誤解が生じないようにしているか。 ② 運用報告書については、法令及び投資信託協会の申し合わせに則って作成し、作成の都度、顧客に交付しているか。また、6ヶ月未満の決算の信託財産については6月に1回作成し、交付しているか。 ③ 顧客に法定のディスクロージャー資料を交付した場合には、交付漏れのないことを確認しているか。 ④ 郵送等により顧客にディスクロージャー資料を交付し、不着等となった場合には遅滞なく再送すること等により法令等に抵触することのないようにしているか。 (2) 特に目論見書においては以下の事項に留意しているか。 ① 有価証券届出書の効力が発生する前において目論見書を使用して勧誘を行っていないか。(仮目論見書及び要約仮目論見書は使用できる。) ② 仮目論見書及び要約仮目論見書の内容と有価証券届出書の内容が一致していることを検証しているか。 ③ 仮目論見書を使用して勧誘する場合は有価証券届出書の効力が発生するまでの間であることを理解しているか。 ④ 仮目論見書及び要約仮目論見書を使用して勧誘を行った場合であっても、顧客が受益証券を取得する場合には取得時まで目論見書を交付しているか。郵送による場合にあっては、取得時までの間に到着するものとなっているか。 ⑤ 電子情報処理組織を使用した目論見書の交付は法令等に規定された要件を満たしているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(3) 適格機関投資家向けの勧誘を行う場合にあっては転売制限等に関する告知の文書を交付しているか。</p> <p>(4) 顧問業法第33条により準用する第14条書面、第15条書面、第16条書面及び第32条の報告書については法令に則して作成され、顧客に交付されているか。</p>	
	6. 広告・宣伝	<p>(1) 投資信託の広告に当たり、広告に関する担当責任者（広告責任者）を定め、投資信託協会（日本証券業協会）に届け出ているか。また、営業部門単位又は従業員限りで広告を行う場合にも、広告責任者がチェックしているか。</p> <p>(2) 広告宣伝は自主規制機関の定める規則に則って行われていることを検証するとともに、当該規則に抵触するおそれがある場合には事前に広告責任者等に照会しているか。</p> <p>(3) 特に、投資家に対し預金等ではないこと、預金保険の対象とならないこと、元本保証がないこと及び運用成績等について誤解を生じさせないようにするとともに、利回り等に係る断定的な判断を提供していないことを検証しているか。</p>	

直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

直接募集とは、投資信託委託業者が自ら設定する受益証券の募集等を行うことをいう。

検査官は、本チェックリスト及び「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」により、直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 直接募集 に対する認 識等	1. 取締役の直接募集に係る理解及び認識	(1) 取締役会は、直接募集（電子証券取引を含む。）において遵守すべき法令等を理解し、法令等遵守のための体制を整備しているか。 (2) 電子証券取引による場合は、その特性等を理解した上で、セキュリティの確保等対処することが必要な事項について十分認識しているか。 (3) 顧客資産の分別保管の重要性について十分認識しているか。	
	2. 直接募集のための組織体制等の整備	(1) 取締役会は、直接募集及び顧客資産の分別保管の担当部門を明確に定める等、業務が適切に行われる体制を整備しているか。 (2) 取締役会は、保管機関の信用状況を必要に応じチェックする体制を整備しているか。 (3) 取締役会等において、直接募集のための社内規程、顧客資産の分別保管に関する管理規程を明確に定めているか。 (4) 取締役会等は、直接募集のための社内規程において顧客登録の必要事項、営業員の勧誘姿勢、勧誘に当たっての禁止行為等を定めているか。 また、顧客資産の分別保管のための社内規程において、明確な区分管理、資産の評価方法、決裁権限、管理方法及び管理者等を定めているか。	
	3. 取締役会に対する状況報告と組織全体の意思決定への活用	(1) 取締役会は、定期的に顧客資産の分別保管の状況に係る報告を受けているか。 (2) 代表取締役は、定期的な状況報告のほか必要に応じて随時に、顧客資産の分別保管の状況報告を受けているか。	
II. 直接募集 に関する管 理態勢	1. 営業員の法令等の理解の促進及び法令等の遵守意識の徹底のための施策の実施状況	(1) コンプライアンス部門において、営業員が遵守すべき法令等を全体的確に把握しているか。 (2) コンプライアンス部門は、営業員に対し法令等を適切な方法で周知しているか。例えば、社内メール・回覧等により周知するほかに研修や会議等において理解を深め周知徹底を図っているか。 (3) コンプライアンス部門は、営業部門等の管理者に対し周知の方法等について指導・監督を行っているか。また、営業部門等の管理者は、各営業員に対し法令等を適切に周知しているか。 (4) 法令等についての理解が適切になされるような方法で周知されているか。例えば、具体的事例に則した教育を行っているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(5) 営業員に対する研修等の効果が不十分であること、営業員の法令等の不知や理解不足、又は法令等遵守意識の欠如が把握された場合、その原因を究明し、それらを改善するための対応策を実施しているか。</p> <p>(6) 投資信託委託業者が行う直接募集業務を業務委託すること等により他者に行わせていないか。</p> <p>(7) コンプライアンス部門において、新たな商品の販売に際しては、法令等の適合性の検討にとどまらず、新たな商品の特性等を十分検討し、役職員に対し周知徹底させているか。また、周知徹底されたかを確認しているか。</p> <p>(8) 法令違反、事故、事務ミス等が生じた場合、コンプライアンス部門・内部監査部門へ報告する体制となっているか。特に重大な事項が発生した場合には遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p> <p>(9) 内部監査において法令等遵守状況ばかりでなく法令等の周知の徹底の状況についても検証しているか。</p>	
	2. 営業員管理体制及び顧客管理体制	<p>(1) 管理体制の整備</p> <p>① 顧客管理体制は適切に整備され、機能しているか。</p> <p>② 顧客に対して投資勧誘行為を行う営業員について適切な管理を行っているか。直接募集部門における日常的なチェックシステムは十分か、また、有効に機能しているか。</p> <p>③ 営業員管理及び顧客管理関係の社内規程は適切に整備されているか。</p> <p>④ 営業員管理及び顧客管理について、管理者はその職責をもって適切に把握する体制となっているか。</p> <p>⑤ インサイダー取引等の不公正取引の未然防止のための方策を講じているか。また、適切に機能しているか。</p> <p>(2) 直接募集部門における営業実態の把握・是正</p> <p>① 顧客に対する投資勧誘行為は、顧客の属性等に配慮する等顧客保護の観点から適切なものとなっているか。</p> <p>② 営業員が商品特性等を把握した上で顧客に対し十分な説明を行っていることについて確認する体制となっているか。</p> <p>③ 営業員が投資勧誘のために使用する資料等について、適切な審査等を行う体制となっているか。</p> <p>④ 顧客によるインサイダー取引等の不公正取引の未然防止のための確認を適切に行っているか。</p> <p>⑤ 管理者は、注文伝票、取引日記帳及び顧客勘定元帳の法定帳簿等を活用し、適切な営業活動が行われているかという観点から検証を行っているか。</p>	<p>(注)「内部監査」とは、各業務部門等（以下、「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監 査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。</p>

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>るか。</p> <p>⑥ 投資勧誘に問題があった場合には、速やかに是正措置がとられているか。</p>	
Ⅲ. 分別保管義務遵守態勢	1. 顧客資産の分別保管の適切な実行	<p>(1) 管理者等は、管理規程を分別保管担当部門で周知徹底させているか。また、管理規程を変更した場合にもその内容を周知しているか。</p> <p>(2) 管理者等は、管理規程に従い顧客資産の分別保管を適切に実行するとともに、必要に応じて管理規程の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 内部監査部門及び外部監査人は顧客資産の分別保管が適正に実行されていることを検証し、検証結果を取締役会に適切に報告しているか。</p> <p>(4) 管理者等は、顧客資産の分別保管の実施状況について、定期的を取締役会へ報告しているか。</p> <p>(5) なお、顧客分別金等の信託財産の管理等を行うことについて、所要のシステムサポートの構築等が行われていることが望ましい。</p> <p>(6) システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。</p>	
	2. 顧客分別金管理体制	<p>(1) 管理規程において顧客分別金の算出方法、算出対象が規定され、算出データの正確性についてのチェックが行われているか。</p> <p>(2) 管理規程において顧客分別金信託に係る差替基準日のほか、差替基準日が休業日である場合における取扱いが定められているか。</p> <p>(3) 差替基準日が休業日である場合において、顧客分別金の計算日を前営業日に繰り上げ（又は繰り下げ）ることとした場合には、継続して繰り上げ（又は繰り下げ）て計算されているか。</p> <p>(4) 顧客分別金の計算対象が明確となっているか。</p> <p>(5) 顧客分別金信託を行っている信託銀行の残高と預託金帳簿残高の照合が毎週1回以上行われているか。</p> <p>(6) 顧客分別金の帳簿残高と信託銀行残高の不一致の有無を検証し、不一致が生じている場合にはその原因分析を行っているか。</p> <p>(7) 管理者は不一致の発生原因が究明できない場合には、直ちに担当取締役とともに内部監査部門へ報告しているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
IV. 法令遵守 (本項目は法令等遵守状況を把握する際の検査官の着眼点を記載したものである。)	直接募集に係る不適切行為	(1) 募集締切日直前に、他商品の乗換等により、募集が急増していないか。 (2) 他商品への乗換え又は同一の商品性格を持つ投信間の乗換えで合理性のないものはないか。また、頻繁な損切り又は薄利乗換えとなっていないか。 (3) 社内の売買管理規制（短期売買等）を意図的に回避する取引はないか。 (4) 償還乗換えの際の手数料の優遇措置について、顧客に適切に説明しているか。また、不必要な手数料を負担させているものはないか。 (5) 受益証券の入在庫状況あるいは入出金等受渡しに不自然なものはないか。 (6) 特別な利益の提供となるような商品スキームを用いた取引はないか。 (7) 証券事故や顧客紛争等の内容からみて、顧客に対する投資勧誘態度に問題はないか。例えば、投資勧誘の際に投資信託について十分説明しうる資料が整備されていたか、あるいは、複数の投資信託を提示して選択の余地を与える資料が作成されていたか。 (8) 約定訂正処理は、適正に行われているか。 (9) 顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。 (10) 顧客の就業形態等からして不自然な受注執行となっているものはないか。 (11) 回転売買により売買損（評価損）が発生している場合、顧客が取引結果について了承しているか。また、証券事故、顧客との紛争になっているものはないか。	
V. 証取法の規制	1. 「勧誘行為」に関する主な法規制	(1) 顧客に対する誠実義務（証取法第33条） (2) 禁止行為（証取法第42条） ① 直接募集における不当勧誘行為（断定的判断の提供及び取引一任勘定取引等（証取法第42条第1項第1号、第5号及び第6号）） ② 直接募集において虚偽表示又は重大な事項につき誤解を生じさせる行為（証取法第42条第1項第9号及び投信法施行規則第38条第1号） ③ 直接募集において顧客に特別な利益の提供を約して勧誘する行為（証取法第42条第1項第9号及び投信法施行規則第38条第2号） ④ 損失補てん等の禁止（証取法第42条の2） (3) 適合性の原則（証取法第43条） (4) 弊害防止措置（証取法第45条）	投信法第27条における準用
2. 「顧客保護」に関する法規制	(1) 取引報告書の作成・交付義務（証取法第41条） 直接募集に係る取引報告書の記載事項等（投信法施行規則第37条）		

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) 直接募集に係る事故 ① 直接募集に係る事故（投信法施行規則第39条） ② 直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要な場合（投信法施行規則第40条） ③ 直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請（投信法施行規則第41条） ④ 直接募集に係る確認申請書の記載事項（投信法施行規則第42条） ⑤ 直接募集に係る確認申請書の添付資料（投信法施行規則第43条） (3) 直接募集に係るディスクロージャー ※「ディスクロージャーに関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」を参照のこと	

電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストにおいて電子証券取引とは、顧客が、電子機器（コンピュータ、携帯情報端末等）によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して受益証券の売買を行うものをいう。

検査官は、本チェックリスト、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」及び「直接募集に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」により、電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 電子証券取引に係る取組み方針等	1. 電子証券取引に係る取組み方針	(1) 電子証券取引に係る取組み方針が明確になっているか。 (2) 取組み方針は、自社の経営計画に沿ったものとなっているか。 (3) 取組み方針は、提供するサービス内容が電子証券取引の機械環境（システムの規模）を勘案したものとなっているか。 (4) 取組み方針において、電子証券取引の有する特性等を勘案した内部管理及び法令等遵守が必要なことが認識されているか。	
	2. 代表取締役等の電子証券取引に対する認識	代表取締役等は、電子証券取引の特性等を理解した上で、電子証券取引に取り組む場合において対処すべき事項について十分認識しているか。	
	3. 管理者の理解及び認識	電子証券取引を担当する管理者は、電子証券取引の特性等を理解した上、その特性等に応じた管理等の必要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるため、必要な社内規程を整備するなど、適切な方を講じているか。 また、システム障害等が発生した場合のバックアップ体制や対応策を講じているか。	
II. 内部管理体制の整備及び法令等遵守のための体制の取組状況	1. 電子証券取引に係る内部管理体制の整備・確立状況	(1) 社内規程の整備状況等 ① 電子証券取引における非対面性及び非書面性等の特性に留意した内容の社内規程となっているか。 ② 役職員、特に、電子証券取引の事務に携わる者に社内規程の内容を周知徹底しているか。 ③ システム障害等が発生した場合の対応策に関する社内規程・マニュアルが整備されているか。 (2) 社内管理体制の整備状況 ① 電子証券取引業務の運営において、電子証券取引に精通した者及び内部管理責任者等のコンプライアンス担当者が適切に配置されているか。 ② システム障害等が発生した場合に、迅速かつ的確な対応が可能となる体制を構築しているか。	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>③ 苦情等の顧客の申出事項の記録簿を整備しているか。また、申出の内容について、システム上の問題により、顧客の取引に重大な影響を与えるものが含まれていないかの検討を行っているか。</p> <p>④ 電子証券取引に関して重大な影響を与える情報を、迅速かつ正確に顧客に連絡できる体制となっているか。</p> <p>(3) 役職員に対する研修体制</p> <p>① 役職員に電子証券取引に関する特有の事務、システム、トラブル及び法令等についての研修等を行う体制となっているか。</p> <p>② 業務精通者（管理部門を含む。）の養成のための研修体系等を確立しているか。</p> <p>③ 電子証券取引業務に係るコールセンターの職員に対して、法令等や電子証券取引に関する知識の習得や研鑽のための研修等を実施しているか。</p>	
	2. 取引の開始及び受託の状況	<p>(1) 口座開設の審査基準が適切か。また、審査は適切に行われているか。</p> <p>(2) 非対面取引であることを留意した上で、顧客の本人確認が適切に行うことのできる体制となっているか。本人確認書類の徴求等は適切に行われているか。</p> <p>(3) 顧客カード等の整備により、顧客の職業、投資経験、知識及び資産状況等の顧客の属性を適切に把握しているか。顧客属性に関する必要な情報を十分把握しないまま口座開設を認めていることはないか。</p> <p>(4) 取引の開始に当たって、法令等により求められている書面・説明書の交付や確認書の徴求は適切に行われているか。</p> <p>また、電子情報処理組織を使用する方法等による場合においても、法令等により求められている要件を満たしたものとなっているか。</p> <p>(5) 取引の安全性の確保の観点から、取引に当たっての本人の確認は適正に行われているか。例えば、顧客の暗証番号を登録し、暗証番号が入力されない限り発注されないシステムとなっているか。</p> <p>(6) 個人顧客等との取引においては、顧客が発注する際に誤入力の有無を容易に再確認できるようなシステムとしているか。例えば、顧客が「確認画面」を操作しない限り、注文が発注されないシステムとなっているか。</p> <p>(7) 顧客属性及び取扱商品の性格に応じて、取引の頻度や取引高が過度になった際のチェックシステムは構築されているか。</p>	
	3. 顧客管理及び取引管理体制	<p>(1) 電子証券取引と電話等による情報提供や対面取引が併用されている場合には、通常の対面取引の顧客管理システムを併せて採用しているか。</p>	

項 目	法令遵守態勢のチェック項目	法令遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(2) インサイダー取引等不公正取引の未然防止に対する対策を講じているか。	
	4. 顧客に提供する情報の管理	<p>(1) 提供される情報の内容が適正であるかどうかについて、社内（売買監査部等）の審査体制が構築されているか。例えば、ホームページや電子メールにより提供する各種情報、勧誘資料が広告責任者等により、法令等に照らし問題がないかといった検討が行われているか。</p> <p>(2) システム上の不備等に起因して誤った情報が継続して提供されていないか。また、こうした問題を防止するための定期的なチェック（テスト等）が行われているか。</p> <p>(3) 過去に提供した情報が、後日検証できるような形で保存されているか。例えば、ホームページや電子メールにより発信した内容について、適切に保存されているか。</p> <p>(4) 取引報告書は適正に作成・交付されているか。</p>	
	5. システム障害等に対する対応	<p>(1) システム障害等に対するバックアップ体制及び対策が整備されているか。</p> <p>(2) システム障害等の発生を監視する体制が整備されているか。</p> <p>(3) システム障害等に起因する訂正処理や証券事故の報告等は適正に行われているか。</p> <p>(4) システム障害等に関する顧客からの苦情等については、迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>(5) システム障害等が生じた場合、電子証券取引の有する特性等を十分配慮した対応をとっているか。</p>	
	6. 電子証券取引における法令等遵守の状況	電子証券取引においても遵守すべき法令等は、通常の対象取引と基本的に変わるところがないが、通常の対象取引と同様に法令等遵守がなされているか。	

運用の適正性確保のための態勢（運用管理態勢）の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、改めて取締役会等に求められている役割を記載しているほか、信託財産等の適正な運用を確保するための施策等を記載し、取締役等としての受託者責任に対する自覚を求め、会社全体に適切な運用管理態勢が構築されることにより、投信・投資一任業者が証券市場のアクセスの担い手としての社会的責任が発揮されることを促すとともに、その管理態勢の整備状況・機能発揮状況を確認検査するために作成した。

また、本チェックリストは、投資信託委託業者・認可投資顧問業者に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、「投信・投資一任業者」ということとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が投信・投資一任業者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各投信・投資一任業者においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルの各チェック項目は、検査官が投信・投資一任業者の運用管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を投信・投資一任業者に直ちに法的に義務付けるものではない。

本検査マニュアルの適用に当たっては、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が投信・投資一任業者においてなされていない場合であっても、投信・投資一任業者の運用の適正性及び業務の健全性・適正性の確保並びに投資者の保護等の観点からみて、投信・投資一任業者の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、投信・投資一任業者の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査投信・投資一任業者と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての投信・投資一任業者についてミニマム・スタンダードとして求められる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、投信・投資一任業者に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない投信・投資一任業者にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。
- ⑥ 「管理者」とは各業務を担当する管理職（取締役を含む。）をいう。

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
I. 運用管理 に対する取 締役の認識 及び取締役 会等の役割	1. 取締役の運用管理に関する理解及び認識	<p>取締役は、</p> <p>① 投信・投資一任業者が信託財産等の運用を行うに当たり、法令等を遵守することが顧客の信頼の維持・向上に資するものであることを理解しているか。</p> <p>② 投信・投資一任業者の適切な運用管理が利益相反取引の排除、公正な価格形成やインサイダー取引等の不公正取引の未然防止に資するものであることを認識しているか。</p>	(注)「信託財産等」とは信託財産又は投資一任契約に係る顧客の運用資産をいう。以下同じ。
	2. 運用に関する基本方針の確立	<p>取締役会は、</p> <p>① 信託財産等の運用は不公正取引を排除し、総合収益、実質的価値を高めること等をその目的とすることに鑑み、運用の適正性確保、公正な価格形成及びインサイダー取引等の不公正取引の未然防止に係る基本方針を明確に定めているか。</p> <p>② 基本方針が組織内で周知徹底されるような方策を採用しているか。</p>	
	3. 運用に関する基本方針に則った組織体制等の整備	<p>取締役会は、</p> <p>① ファンドマネージャー（運用担当者）やトレーダー（取引執行者）の権限や役割分担の明確化等による利益相反行為を防止するための組織体制を整備しているか。</p> <p>② 内部牽制を図るための体制を整備しているか。また、格付け等の投資対象に対する必要な情報を適切に入手できる体制を整備しているか。</p> <p>③ インサイダー取引等の不公正取引の未然防止のため法人関係情報の管理体制を整備しているか。</p> <p>④ 法令等に抵触する重大な事実が把握された場合には速やかに代表取締役、取締役会及び内部監査部門に報告する体制を整備しているか。</p> <p>⑤ 運用に係る苦情等を集約し、運用の適正性をチェックする体制を整備しているか。</p> <p>⑥ 運用管理の適切性を担保するため内部監査部門に必要かつ適切な人員を配置するなど内部監査体制を整備しているか。</p>	
	4. 取締役会に対する状況報告と組織全体の意思決定への活用	<p>(1) 取締役会は、定期的に運用管理の状況に係る報告を受けているか。</p> <p>(2) 代表取締役は、定期的な状況報告のほか必要に応じて随時に、運用管理の状況報告を受けているか。</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
II. 管理者の認識及び役割	1. 管理者の認識等	管理者は、運用管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるような適切な方策を講じているか。	<p>(注)「一括発注等」とは投資一任契約に係る一括発注、合同運用及び同一運用をいう。以下同じ。</p> <p>(注)「再委託(先)等」とは投資信託委託業に係る再委託(先)及び投資一任業に係る再委任(先)をいう。以下同じ。</p>
	2. 運用管理のための社内規程の整備	<p>管理者は、適切な運用管理を実行するために必要に応じ、次のような社内規程を定め、取締役会等の承認を得ているか。</p> <p>また、組織体制の変更等があった場合には速やかに社内規程を変更し、社内に周知徹底しているか。</p> <p>① 資金特性に合致した運用方針、投資判断の合理性の確保のための社内規程</p> <p>② 取引執行能力、情報提供力等を勘案した発注先選定(評価)基準の策定等の売買執行に係る管理規程</p> <p>③ 投資一任契約に係る一括発注等における取得した資産及び取引コスト等の配分を行うための社内規程</p> <p>④ 不公正な価格形成や法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正取引の未然防止のための社内規程</p> <p>⑤ 新規公開株式や新発社債等の適正配分のための規程</p> <p>⑥ 信託財産等の運用の再委託等について顧客に対し十分な情報の開示等を行うための社内規程</p> <p>⑦ 優越的な地位を濫用した業務運営禁止に関する規程(投信業者に限る)</p> <p>⑧ 役職員の有価証券等の自己取引に関する社内規程</p> <p>⑨ 株主優待物の処理方法に関する社内規程</p>	
	3. 運用管理の実行	<p>管理者は、</p> <p>① 適切な運用管理を実行するとともに、運用管理に責任を負っているか。</p> <p>② 運用において重大な異常が認められる場合には直ちに代表取締役、取締役会及び内部監査部門へ報告を行うほか、運用部門及びファンドマネージャーへ注意喚起等適切な処置を行っているか。</p> <p>③ 定期的に運用管理の実施状況について、取締役会へ報告しているか。</p>	
III. 具体的な運用管理のチェックポイント	1. 設定	<p>(1) 投資信託の設定あるいは投資一任契約の締結に当たり、自社及び再委託先等の運用能力等を的確に把握しているか。</p> <p>(2) 投信販売会社及び投資一任契約者に対し過去の運用実績を適切に説明しているか。</p> <p>(3) システムは信託財産等の運用スキームに対応出来るものとなっているか。</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(4) 兼業や役員の兼職が信託財産等の運用に影響を及ぼさないものとなっているか。</p> <p>(5) 私募投信等において、投資家への販売の見返りとして、合理的な理由もなく当該投資家及びその利害関係人等の保有する有価証券等を信託財産等で購入していないか。</p> <p>(6) 私募投信の設定に当たり、投資家を2人以上にする目的をもって、資金の支出割合をアンバランスなものとしていないか。</p> <p>(7) 投資一任契約における運用に関する特別な指定事項について投資一任契約書等に規定するほか、運用に係る重要事項について誤解を生じないようにしているか。</p>	<p>(注)「投資一任契約書等」とは顧客と投資顧問業者との間で締結された投資一任契約、三者間協定及び覚書をいう。</p>
	2. 投資信託における運用計画書の作成等	<p>(1) ファンドマネージャーが信託財産を運用するに当たり、運用計画書が事前に作成され、運用部門の責任者によって承認されているか。また、運用計画書に基づき売買の指図が行われているか。</p> <p>(2) 運用計画書を変更して売買の指図を行う場合には、その変更理由が明示され、運用部門の責任者がその承認を行っているか。</p> <p>(3) 運用計画書やその変更の事跡は、社内規程に定める期間保存しているか。</p>	
	3. 発注先の選定及び利益相反の防止	<p>(1) 系列・友好関係にある証券会社であっても、発注先証券会社の選定は社内策定した選定基準に準拠して決定されているか。また、安易に証券会社の受益証券の販売額等に応じた発注となっていないか。</p> <p>(2) 発注先証券会社を選定する場合等において、投信・投資一任業者が当該証券会社から特別な利益提供を受けていないか。</p> <p>(3) 系列・友好関係にある証券会社の収益予算達成のために、リバランス(入替)等を行っていないか。</p> <p>(4) 証券会社への発注実績からみて、売買回転率の高い場合には経済合理性の乏しい短期の回転売買や不必要な売買が行われていないか。また、売買回転率が高い場合においてその原因に問題はないか。</p>	
	4. 運用の再委託先等の選定・管理	<p>(1) 再委託先等の選定に当たっては運用実績の優位性、信用力及び運用・資産管理体制の状況を確認するほか、再委託先等から運用内容に関する十分な情報開示を求めているか。</p> <p>(2) 運用の再委託等を行う場合には、運営状況について顧客に対し説明を行うものとなっているか。</p> <p>(3) 再委託先等との契約締結に際しては、当該契約の遂行に伴って生じる再</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>委託先等の責任の範囲、その他紛争の防止や適正処理のために必要な事項について定めているか。</p> <p>(4) 運用の再委託先等に対する指図書類と委託内容に齟齬はないか。また、助言者に発注を行わせていないか。</p> <p>(5) 投資判断が海外拠点等で行われる場合、現地のファンドマネージャーに法令等の理解及び遵守を徹底しているか。</p> <p>(6) 再委託先等の法令等の遵守状況に関し、定期的に内部監査を行っているか。</p> <p>(7) 再委託先等の運用実績に優位性がないにもかかわらず、合理的な理由のないまま契約を継続していないか。</p>	
	5. 取引執行コストの管理	<p>(1) 引合い先の見直しを行っているか。</p> <p>(2) 取引執行コストの実績を継続して把握し、その最小化を考慮しているか。</p> <p>(3) 外国為替取引等において、不必要な手数料の二重払いを回避しているか。</p> <p>(4) 運用上必要な外貨滞留が生じる場合には、為替リスク、コスト等を勘案し適切な管理を行っているか。</p>	
	6. 株主議決権の行使	<p>(1) 投信業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 議決権行使についてはその行使に係る事跡を保存しているか。 ② 投資収益の増大を図るという観点から、各議案を検討し株主議決権を適切に行使しているか。 ③ 投資収益が同業他社に比べて著しく劣ると考えられる企業に投資していた場合において株主議決権を適切に行使するための手続きを設けているか。 ④ 信託財産等で保有する有価証券に係る議決権の行使が指図書及び管理記録からみて問題はないか。 ⑤ 自己又は顧客以外の第三者の利益を図る目的で指図を行っていないか。 <p>(2) 投資一任業者は、委任の本旨に基づく議決権行使指図を行っているか。指図を行っている場合、その指図書や管理記録簿等を適切に保存しているか。また、自己又は顧客以外の第三者の利益を図る目的で指図を行っていないか。</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
IV. 法令遵守 (本項目は法令等遵守状況を把握する際の検査官の着眼点を記載したものである。)	1. 発注伝票の作成等	(1) 投資信託に係る発注伝票については発注時に作成され、必要事項が正確に記載されているか。また、法定年限の保存が行われているか。 (2) 事務ミスに係る過誤訂正や約定訂正は適切に行われ、その訂正理由が明確となっているか。 (3) 約定後に他の信託財産等に付け替えていないか。 (4) 約定訂正や取消処理を頻発させているファンドマネージャーが運用する信託財産等の運用パフォーマンスに問題はないか。	(注)「法令等」とは、法令諸規則のほか、投資信託約款・投資一任契約書等・社内規程を含むものである。 法令等とあわせ「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。
	2. ポートフォリオ全体のチェック	(1) 日々の実際の運用が法令等を遵守したポートフォリオで行われているか。例えば、投資信託の運用については ① 組入れ比率は組入れ上限を超えていないか。 ② 銘柄別の組入れ制限を超えていないか。 ③ 同一法人の発行する株式の組入れは50%を超えていないか。 ④ デリバティブに係る評価損は投資信託財産の50%を超えていないか。 ⑤ 先物・オプションの利用がヘッジ目的に限定された信託財産等についてはその目的の範囲内での買建て又は売建てとなっているか。 (2) 投資一任契約に係る一括発注等に当たっては、発注前に信託財産等及び売買数量が特定されており、それを事後に確認できるものとなっているか。また、その記録は保存されているか。 (3) 信託財産等で保有している銘柄について自社全体の保有数量を把握するとともに大量保有報告書等の必要な報告を行っているか。 (4) ファンドマネージャーの変更があった場合においても運用内容は投資信託約款あるいは投資一任契約等に則ったものとなっているか。 (5) 償還日直前等に基準価額や運用パフォーマンスが急に改善あるいは悪化した信託財産等についてその運用内容に問題はないか。 (6) 日計り益が継続している信託財産等や日計り損が継続している信託財産等についてその売買の合理性に問題はないか。 (7) 一方の信託財産等をヘッジするために他方の信託財産等での取引を利用していないか。また、一方の信託財産等で大量に保有する銘柄の価格を上昇させるため、あるいは償還間近の信託財産等の基準価格を上昇させる等のため、他方の信託財産等で継続して売買注文を発注していないか。 (8) 特定銘柄を大量に売買している信託財産等についてその売買理由、取得・売却先、売買方法及び売買価格は適正か。また、その残高の推移に問題はないか。 (9) 資産の組入れに当たって適正な価格調査を行っているか。また、SPC(特別目的会社)などを介することにより運用の執行体制が構築されてい	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ない資産を組み入れていないか。</p> <p>(10) 利害関係人との取引において利害関係人が一方的に有利となる取引となっていないか。</p> <p>(11) 意図的な信託財産等間の対当売買となっていないか。また、対当売買が行われた場合にその合理性の検討を行っているか。</p> <p>(12) ファンドマネージャーの自己資金による売買と担当信託財産等での同一銘柄の売買を行った場合、当該売買は適正なものか。また、フロントランニング等の不適正な売買はないか。</p> <p>(13) インデックス運用等を除き、信託財産等に関係会社の発行する証券等を組み入れる場合には、定期的に当該証券の組入れ金額等を開示するほか、組入れ理由に問題はないか。</p> <p>(14) 投資一任契約において雑損、交際費等の科目において損失を補填していないか。</p> <p>(15) 投資一任契約においては頻繁な運用スタイルの変更が原因で運用パフォーマンスが悪化していないか。</p>	<p>(注)「関係会社」とは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める関係会社並びに投信法及び顧問業法に定める利害関係人である法人をいうものとする。</p>
	<p>3. 個別売買のチェック（株式等）</p>	<p>(1) 重要事実の公表があった銘柄が信託財産等において公表前に売買されている場合あるいは多額の損益が発生している場合には当該重要事実が利用されていないか。</p> <p>(2) 大口クロス売買又は公募株式取得の場合等においては、その理由のほか当該売買又は当該取得に係る経過についての事跡を確認できるものとなっているか。</p> <p>(3) 新規公開株式や新発社債等の信託財産等への配分においては社内規程に則り行われ、信託財産等相互間の公平が保持されているか。また、運用パフォーマンスの改善のために恣意的な配分が行われていないか。</p> <p>(4) 系列・友好関係にある証券会社が幹事となっている場合にファイナンス発表日から値決め日までの間の売買に問題はないか。</p> <p>(5) 系列・友好関係にある証券会社が幹事となっている発行会社の依頼に基づき売買注文の発注等を行っていないか。</p> <p>(6) 同一ファンドマネージャーの信託財産等から正当な理由なく頻繁に売買注文が発注されていないか。</p> <p>(7) 株価形成等のチェックのため次のような情報を収集しているか。</p> <p>① 大量発注を行う場合における市場の動向</p> <p>② 自社内出来高上位銘柄</p> <p>③ 自社関与の高い銘柄</p> <p>④ 信託財産等の組入株式に係る取引所等の売買注意銘柄及び売買規制銘</p>	<p>(注)「重要事実」とは、上場会社等の業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる次のような情報をいう。</p> <p>① 新株式、転換社債等の発行</p> <p>② 合併（業務提携を含む。）、減資又は解散</p> <p>③ 営業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> <p>④ 固定資産の譲渡又は取得</p> <p>⑤ 上場の廃止</p> <p>⑥ 新商品、新技術の開発、新資源の発見等</p> <p>⑦ 増・減配</p> <p>⑧ 売上高、経常利益又は純利益、その他の業績又は業績予想の大幅な変更・修正</p> <p>⑨ 主要株主の異動等</p> <p>【証取法第166条】</p>

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>柄等</p> <p>(8) 信託財産等の組入株式について次のような株価形成上の問題はないか。</p> <p>① 関与率の高い継続的な高値買い上がりや安値売り崩しのための発注を行っていないか。</p> <p>② 直近の売買高に比べ大量の買付け注文や売付け注文を発注していないか。</p> <p>③ 売買高の少ない銘柄で売り物のほとんどを買い付ける発注の反復はないか。</p> <p>④ 大量の買付け注文を下値で発注していないか。</p> <p>⑤ 出来高の少ない銘柄について同一指値による買付け注文の反復はないか。</p> <p>⑥ 大引けの成行の買付け注文を発注していないか。</p> <p>⑦ 終値関与とみられる継続的な買付け注文を発注していないか。</p> <p>⑧ 大引け間際に大量の売付け注文、又は買付け注文を発注していないか。</p> <p>⑨ 系列・友好証券会社のファイナンス銘柄について成行き買いの買付け注文（寄付きを除く。）やザラ場及び大引けにおいて新値をつけるための買付け注文を発注していないか。</p>	
	4. 個別売買のチェック（債券その他の有価証券）	<p>(1) 最良執行確保の観点から、引合いを要する国内債券・外国債券等の市場外取引等についてはその事跡を保存しているか。また、その価格に問題はないか。</p> <p>(2) 非上場有価証券の売買における取引価格は適切か。</p> <p>(3) 非上場等の理由で時価評価されていない債券等の残高数量の推移に問題はないか。</p> <p>(4) 非上場債等の評価額を合理的な理由がないにもかかわらず、切下げや切上げを行っていないか。</p> <p>(5) 仕組債や先物取引等により、例えば、償還ファンド等の時価を意識した運用パフォーマンスの嵩上げあるいは引下げを行っていないか。</p>	

不動産等の運用管理態勢の確認検査用チェックリスト

検査官は、本チェックリスト、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」及び「運用の適正性確保のための態勢（運用管理態勢）の確認検査用チェックリスト」により、不動産の運用管理態勢の確認検査を行うものとする。

項 目	運用管理態勢のチェック項目	運用管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考	
I. 不動産投資信託等に対する取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 取締役会の不動産投資信託等に対する理解及び認識	取締役会は、不動産投資信託等が顧客の資金を主として不動産等に投資し、その運用の成果を分配するものであることに鑑み、運用の適正性の確保を通じ、顧客の保護を図ることの重要性を理解しているか。	(注)「不動産等」とは、不動産、不動産の賃借権、地上権をいう。	
	2. 運用に係る基本方針の確立	(1) 取締役会は、基本方針において投資態度（投資対象）、取得方針、運営・売却方針、取得制限、財務方針及び開示方針を明確に定めているか。 (2) 基本方針は経済環境の変化及び不動産市況の変化に応じて見直しが行われているか。 (3) 取締役会等は、基本方針に基づき、個別不動産等の運用方針を策定しているか。		
	3. 不動産投資信託等のための組織体制の整備	(1) 取締役会は投資信託約款等に明示した不動産等の評価方法及び評価基準をチェックする体制を整備しているか。 (2) 取締役会は、顧客に対し不動産等に係る情報開示の必要性を十分に理解し、顧客の投資判断を誤らせないように適時に詳細な情報提供に係る方針を明確に定めるとともに情報開示に係る体制を整備しているか。 (3) 利害関係人等が保有する不動産等を取得する場合において、その対価の決定について適正性が確保される体制となっているか。		(注)「投資信託約款等」とは投資信託約款又は投資法人規約をいう。 (注)「利害関係人等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第20条に規定する利害関係人等をいう。
	4. 取締役会に対する状況報告と組織全体の意思決定への活用	(1) 取締役会は、定期的に運用管理の状況に係る報告を受けているか。 (2) 代表取締役は、定期的な状況報告のほか必要に応じて随時に、運用管理の状況報告を受けているか。		
II. 運用管理の実行と管理者の認識	1. 運用管理のための社内規程等の整備	(1) 取締役会は運用の基本方針に則ってポートフォリオ、デューディリジェンス及びコンプライアンス等を考慮した上で不動産等の取得・売却を行うことを社内規程に明記しているか。 (2) 個別不動産投信等の資産管理計画書、不動産の長期修繕計画、減価償却及び耐用年数の決定に係る社内規程を整備しているか。 (3) 取締役会は資産管理計画書の作成、保存及び顧客への縦覧のほか、投資者の投資判断に必要な情報を適正に開示するための社内規程を整備しているか。	(注)「コンプライアンス等」には、社会性に反していないか、投機目的となっていないか等、適格性を勘案する際に留意すべき事項を含む。	
	2. 運用管理の適切な実行	(1) 資産管理計画書に基づき管理が行われているか。		

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(2) 運用会社の忠実義務の遂行や運用会社と投資法人間の利益相反のおそれがある取引についてその適正性を確保するために取引に係る帳簿、伝票あるいは日誌等が社内規程に基づき作成されているか。</p> <p>(3) 礼金等の収益・減価償却費等の経費及び敷金等の預り金の計上を適切に行っているか。又は、適切に行われていることをチェックしているか。</p> <p>(4) 資金の借入に当たっては財務に及ぼす影響、例えば、借入金額、借入金利及び返済期間等に留意しているか。又は、留意していることをチェックしているか。</p> <p>(5) SPC（特別目的会社）などを介することにより運用の執行体制が構築されていない資産を組み入れていないか。</p> <p>(6) 不動産等の取得・売却時の評価について利害関係のない不動産鑑定士による評価が行われているか。</p> <p>(7) 管理者は不動産等の管理状況や取引の正当性を検証し、定期的に取り締役会へ報告を行っているか。</p> <p>(8) また、内部監査部門が資産管理計画書に基づいて運用が適正に実行されていることを検証し、検証結果を取り締役会へ適切に報告しているか。</p> <p>(9) 3月に1回以上自己の計算で行った不動産等の売買等を明らかにする書面を投資法人に交付しているか。</p>	
	3. 利益相反の防止	<p>管理者は、例えば、運用会社・投資法人間において利益相反のおそれがある次のような取引についてその取引内容を検証し、投資法人の利益保護を図っているか。</p> <p>① 売買に関する利益相反</p> <p>イ. 運用会社の利害関係人等が、自社物件を適正価格より高値で投資法人に売却していないか</p> <p>ロ. 運用会社の利害関係人等が、自社物件を選別して投資不適格物件だけを投資法人に売却していないか。</p> <p>ハ. 運用会社の利害関係人等、若しくは自らの関係会社が、物件仲介を行い、適正価格より高値で投資法人に売却していないか。</p> <p>ニ. 運用会社が、運用報酬目当てに適正価格より高値で物件を取得していないか。</p> <p>ホ. 運用会社及びその利害関係人等が、宅建業者としての仲介手数料の利益を追求するために頻繁に不必要な売買を繰り返していないか。</p> <p>ヘ. 運用会社及びその利害関係人等が、物件取得に際し、他の投資不適格物件を抱き合わせで購入させていないか。</p> <p>ト. 運用会社及びその利害関係人等の保有する不動産等の価値を高める</p>	<p>(注)「投資不適格物件」とは、例えば、以下のような投資物件として不適格な物件をいう。</p> <p>① 違法建築や、係争中の賃借人がいる等、法的に問題がある物件</p> <p>② 著しい老朽化等、物理的に問題がある物件</p> <p>③ 需要が見込めない等収益性に問題がある物件</p>

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ため、その意図を説明せず投資法人に隣接不動産等を取得させる等、投資法人の資産運用によって運用会社及びその利害関係人等の利益を追求していないか。</p> <p>チ. 一方の投資法人で取得した不動産等の価値を高めるため、その意図を説明せず別の投資法人で隣接不動産等を取得する等、一方の資産運用によって他方の資産の利益を追求していないか。</p> <p>リ. 投資法人の保有する物件と同種類の運用会社及びその利害関係人等が保有する物件を売却する場合に、投資法人よりも運用会社及びその利害関係人等を優先させ、投資法人の売却の機会を減少させていないか。</p> <p>又. 運用会社及びその利害関係人等がマンションの販売代理の受注入札に参加する場合等において、落札後の売れ残りを投資法人に購入させることとし、入札時に高い入札価格を提示することにより投資法人の利益を害する行為を行っていないか。</p> <p>② 手数料に関する利益相反</p> <p>イ. 管理会社の選任に当たり、運用会社の利害関係人等、若しくは自らの関係会社を正当な理由なく優先したり、通常より高い報酬で契約していないか。</p> <p>ロ. 運用会社の判断により投資法人の資産を第三者との間で売買・賃貸等を行う場合、運用会社の利害関係人等が投資法人の側の仲介に入り、不当な手数料等利益を追求し、投資法人の利益を害する行為を行っていないか。</p> <p>③ テナント選定に関する利益相反</p> <p>イ. 運用会社がテナント仲介業務を行う場合に、正当な理由なく株主へのテナント紹介を投資法人より優先していないか。</p> <p>ロ. 投資法人間の取引において一方の不動産等あるいはテナントを他方へ不当な条件等で売却あるいは移転させていないか。</p> <p>ハ. 運用会社は、テナント仲介会社に対して、運用会社及びその利害関係人が仲介等をしたテナントを、他の仲介等のテナントよりも正当な理由なく優先させるよう指示等していないか。</p> <p>ニ. 運用会社の利害関係人等を不当に高い又は低い賃料でテナントとして入居させていないか。</p> <p>④ 業務委託に関する利益相反</p> <p>テナント仲介会社の選任に当たり、運用会社の利害関係人等、若しくは自らの関係会社を正当な理由なく優先したり、通常より高い報酬で契約していないか。</p>	

項 目	運用管理態勢に関するチェック項目	運用管理態勢に関するチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑤ 双方代理の場合の利益相反 運用会社が投資法人と第三者間の不動産等売買あるいはテナントの賃貸借の取引を行うに当たり宅建業者としての運用会社が、投資法人の了解なく売買等の相手側や代理人となり、売買等の相手方やテナント側の利益のために投資法人にとって不利な条件等で取引していないか。</p>	
	4. 適切な情報開示	<p>(1) 顧客保護の観点から自社の定める情報開示規程に基づき顧客の投資判断に必要な情報を適時適切に開示しているか。 (2) 取締役会は資産管理計画書の作成、保存及び顧客への縦覧についての規程を整備しているか。 (3) 利害関係人等との間で取引が行われた場合には顧客及び投資法人にその内容及び理由等を書面を交付することにより積極的に開示し、顧客及び投資法人の理解を得るように努めているか。 (4) 運用物件に災害や譲渡による損失が発生した場合、大型物件を取得した場合あるいは最終損益または分配金に差異が発生する場合にその理由を適時に開示しているか。 (5) やむを得ない理由により主要テナントに係る年間賃料を開示できない場合にはその旨を開示し、顧客の投資判断を誤らせないようにしているか。 なお、ファンドごとのキャッシュフローとともに、個別の物件ごとに主たるテナントに係る年間賃料を開示するよう努めることが望ましい。</p>	